



官 総 10 - 97
令和2年12月3日

日本税理士会連合会

会長 神津 信一 様

国 税 庁 総 務 課 長
細 田 修 一
(官印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
テレワークの実施について（依頼）

平素から税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況です。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理からは、感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただきました。

そこで、12月1日の閣議後閣僚懇において西村国務大臣から、人と人との接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくよう周知依頼が参りました。

つきましては、貴会におかれましても、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大防止に引き続き取り組んでいただけるよう御協力をお願い申し上げますとともに、別添資料を活用し、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対しましても、当該提言の周知を行っていただけますようお願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、下記の連絡先までお問合せください。

連絡先：国税庁長官官房総務課 TEL：03 - 3581 - 4161 担当：岡本・二見（内線3429・3445）

(参考)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について

令和二年十二月一日（火）閣僚懇

西村 国 務 大 臣 発 言 要 旨

一、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの推進について、御協力をいただき御礼申し上げます。

二、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、十一月以降増加傾向が強まり、二週間で二倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっています。

三、十一月二十七日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただいたところです。

四、そこで、関係省庁におかれましては、人と人の接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、十一月の推進月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。